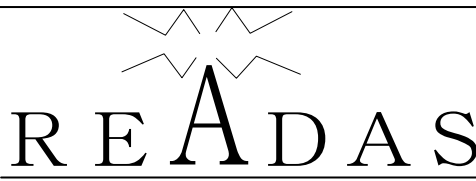


第 5885 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 1月30日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 給与所得控除の改正

Q：平成30年の税制改正では、給与所得控除が見直されるとか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

給与所得控除は、平成32年から次のようになります。

【現在】

給与の収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額(a)×40%(65万円に満たないときは65万円)
180万円超360万円以下	(a)×30%+18万円
360万円超660万円以下	(a)×20%+54万円
660万円超1,000万円以下	(a)×10%+120万円
1,000万円超	220万円

【改正後】

給与の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	収入金額(a)×40%－10万円
180万円超360万円以下	(a)×30%+8万円
360万円超660万円以下	(a)×20%+44万円
660万円超850万円以下	(a)×10%+110万円
850万円超	195万円

